

譲渡性預金

平成25年1月4日現在

1. 商品名	・譲渡性預金
2. ご利用いただける方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・2週間以上5年以内 ・満期日は預金者が指定する日を満期日とする期日指定方式です。 (休業日以外の日をご指定ください)
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預入いただきます。(証券類による預入はできません) ・5,000万円以上 ・1,000万円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に預金者(譲渡があった場合は最終預金者)に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・利率についてはお客さまと当金庫との話し合いにより個別に決めさせていただきます。 固定金利(預入時の利率を満期日まで適用します) ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年毎の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率)により計算します。中間払利息は、中間利払日以後に預金者の方(譲渡があった場合は譲受人)からの請求に基づき預金証書ならびに当金庫所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書の提出を受けて支払います。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000万円として利息計算します。
7. 税金	・個人のお客さまのお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人のお客さまは総合課税となります。 ・利息に対する課税関係は最終預金者の税法上の区分により、また中間利払がある場合は中間利払日における元本保有者の税法上の区分により取り扱われます。
8. 付加できる特約事項	・この預金は、譲渡することができるという特殊性から、手形交換、代金取立の制度を利用して決済することができます。なお、中間払利息についても同様です。
9. 手数料	———
10. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部(9時～17時、電話:053-472-2114 フリーダイヤル 0120-046-0022)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等、静岡県弁護士会(電話:053-455-3009)のあっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)へお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)および静岡県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

	<p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
--	---

